

## ○丹波篠山市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱

平成11年4月1日

要綱第71号

改正 平成20年12月25日要綱第71号

平成22年3月30日要綱第6号

令和3年3月31日要綱第32号

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、資源ごみの集団回収を実施する各種団体（以下「団体」という。）に対し奨励金を交付し、ごみの減量及びごみ問題に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 団体とは、自治会、市内小学校・中学校・高等学校PTA、婦人会、老人クラブ、市内子ども会等の一般団体及び小規模作業所等の福祉団体とする。
- (2) 資源ごみとは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、紙類、布類、ビン類、空缶類、廃食用油その他市長が指定する品目とする。
- (3) 集団回収とは、団体の構成員により、資源ごみを大量に回収することをいう。
- (4) 引取手数料とは、団体の構成員が回収した資源ごみを回収する業者（以下「回収業者という。）に引き取らせる際、逆有償となった場合の料金のことをいう。

(奨励金交付対象団体)

第3条 奨励金の交付は、資源ごみ集団回収運動を自らの手で実施し、次の各号の要件を備え、市長が適当と認めた団体に対し奨励金を交付するものとする。

- (1) 回収は、毎年1回以上実施するものであること。
- (2) 回収する資源ごみの種類は、紙類（新聞・雑誌・段ボール等）、布類、ビン類（再生可能ビン）、空き缶類、廃食用油その他市長が指定する品目であって、このうち2種類以上を回収するものであること。
- (3) 回収した資源ごみは、団体が回収業者に引き取らせなければならない。ただし、廃食用油は市が引き取るものとする。

(計画書の提出)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源ごみ集団回収実施計画書（様式第1号）を事前に市長へ提出しなければならない。

(奨励金の額)

第5条 奨励金は別表に掲げる額と引取手数料とし、予算の範囲内で市長が定める。

2 紙類の引取手数料が必要となった場合の補てんについては、1キログラム当たり5円を限度とし、前項の奨励金に加算して交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源ごみ集団回収奨励金交付申請書(様式第2号)に回収業者が発行した「計量伝票の写し」を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ奨励金の交付を決定し、資源ごみ集団回収奨励金交付決定通知書(様式第3号)により申請団体に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第8条 奨励金の交付決定を受けた団体は、資源ごみ集団回収奨励金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により奨励金の請求があった場合は、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第9条 奨励金の交付を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消し、資源ごみ集団回収奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が当該要綱により交付する奨励金の目的を達成することができないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を取り消した場合において、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の日の前日までに合併前の篠山町資源ゴミ集団回収活動奨励金交付要綱(平成7年4月1日)、西紀町資源ゴミ集団回収活動奨励金交付要綱(平成6年4月1日)、資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱(平成6

年丹南町告示第26号)又は今田町資源ごみ集団回収運動補助要綱(平成6年7月1日)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年12月25日要綱第71号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月30日要綱第6号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日要綱第32号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

| 種類                | 一般団体  | 福祉団体  |
|-------------------|-------|-------|
| 紙類                | 2円/kg | 3円/kg |
| 布類                | 2円/kg | 3円/kg |
| ビン類(再生可能ビン)       | 2円/本  | 2円/本  |
| 空き缶類(回収対象空き缶に限る。) | 2円/kg | 3円/kg |
| 廃食用油              | 10円/l | 10円/l |